



KOTO City in TOKYO

国保だより

No.209 (令和7年10月発行)

国保の加入者

(令和7年8月31日現在)

世帯数 61,387 世帯

被保険者数 80,557 人

江東区生活支援部医療保険課 ☎ 03-3647-9111 (代表)
〒135-8383 江東区東陽 4-11-28 FAX 03-3647-8443 (課)
区のホームページ <https://www.city.koto.lg.jp>

「資格情報のお知らせ」が届いた方は、マイナンバーカードで受診してください

7月に新しい「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」をお送りしました。

●資格情報のお知らせが届いた方

①マイナンバーカードが健康保険証として利用登録されている方です。

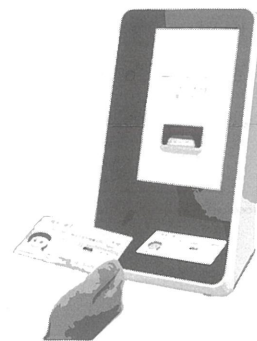
利用登録されたマイナンバーカードは、「マイナ保険証」と呼ばれています。

医療機関や薬局等の窓口では、マイナンバーカードをカードリーダーにかざしてご利用いただけます。

②70歳以上の方の負担割合や限度額適用区分もマイナ保険証に含まれていますので、マイナンバーカード1枚あれば受診できます。新たに手続きいただくことはありません。

●資格確認書が届いた方

「マイナ保険証」をお持ちでない方です。従来の保険証と同様にお使いいただけます。



■マイナンバーカードをマイナ保険証にしたいときは

医療機関等の受付窓口に設置されているカードリーダーに、マイナンバーカードを置くと、利用登録が済んでいない方には、その場で利用登録の案内がされます。

案内どおりに進むとマイナ保険証になります。

このほかに、マイナポータルからの登録が可能です。

マイナポータルは
こちら



■ 医療保険課資格賦課係 ☎ 03-3647-3167 ■

特別徴収（公的年金からのお支払い）について

「特別徴収」の対象になっている世帯は、令和7年度国民健康保険料納入（変更）通知書でお知らせしています。



特別徴収の条件は下記①～⑤のとおりです。

- ① 世帯主（65歳～74歳）が国民健康保険に加入している
- ② 同じ世帯の国民健康保険加入者全員が65歳～74歳である
（ただし世帯主が年度内に75歳に達する場合を除く）
- ③ 世帯主の公的年金受給額が年間18万円以上である
- ④ 世帯主の介護保険料が年金から徴収されている
- ⑤ 国民健康保険料と介護保険料の1回の支払い額の合計が1回の年金受給額
（主に高齢基礎年金の全額）の2分の1を超えない

※「特別徴収」の対象になっている方でも、年金引き落としを希望しない場合は、届出により「口座振替によるお支払い」に変更することができます（特別徴収が中止されるまでに2～4ヶ月かかります）。下記までご連絡ください。

■ 保険料係 ☎ 03-3647-3169 ■

便利な口座振替をご利用ください

保険料のお支払いは、原則口座振替をお願いしています。

(年金から引き落としされている方を除く)

毎月支払いに行く手間がなくなり、
納め忘れのない口座振替を
ぜひご利用ください。



Web 口座振替受付サービス

区ホームページ > 健康・福祉 > 国民健康保険 > 国民健康保険料 > 普通徴収による納付(口座振替による納付) > Web 口座振替受付サービス

または
二次元コードから



★締め切り間近 国民健康保険口座振替キャンペーン

令和7年6月から令和7年11月までの間に国民健康保険の口座振替を新たに開始した世帯の中から抽選で150世帯に2,000円分の江東区内共通商品券が当たります。(自動エントリーのため申し込み不要)

※11月から口座振替を開始するには、10月中にWebまたは区役所2階8番窓口・出張所でのキャッシュカードによるお申込みが必要です。

詳しくは区ホームページ > 健康・福祉 > 国民健康保険 > 国民健康保険料 > 口座振替キャンペーンのお知らせ

■ 保険料係 ☎ 03-3647-3169 ■

年末調整・確定申告用 国民健康保険料納付確認書の発行に電子申請がご利用いただけます

24時間いつでも申し込みができ、区役所に行く手間・電話する手間がかかりません

区ホームページ > 健康・福祉 > 国民健康保険 > 国民健康保険料 >
各種証明書(国民健康保険料) > 関係リンク

または
二次元コードから



■ 保険料係 ☎ 03-3647-3169 ■

人間ドック受診費用を助成

40歳以上の江東区国民健康保険に加入している方が特定健康診査の代わりに人間ドックを受診した場合、費用の一部を助成します(上限8,000円)。

令和7年度中(令和7年4月～令和8年3月)に受診した分の申請期限は、**令和8年4月30日(木)**必着です。

助成要件や申請方法などの詳細は、同封のチラシまたは江東区ホームページにてご確認ください、下記までお問い合わせください。

■ 医療保健係 ☎ 03-3647-8516 ■

特定健康診査の受診は令和8年2月20日(金)まで

特定健康診査は、40歳以上の江東区国民健康保険に加入している方を対象に、メタボリックシンドロームの早期発見・予防を目的とした健診です。対象となる方には、6月中旬にみどり色の封筒で受診券シールなどのご案内を送付しています。受診券シールを紛失された方は、再発行ができますので、下記までお問い合わせください。

健診は無料で受診できますので、積極的にご利用ください。

また、健診結果に基づき、メタボリックシンドロームのリスクがあると判断され希望する方には、特定保健指導を実施します。保健指導も無料で利用できますので、ぜひご利用ください。

なお、特定保健指導は、江東区が(株)現代けんこう出版に業務委託して実施します。

※マイナンバーカードを健康保険証として登録された方は、マイナポータルでご自身の特定健康診査情報等が閲覧できます。

■ 受診券シールの再発行について 江東区保健所健康づくり係 ☎ 03-3647-9487 ■

■ 特定保健指導について 医療保健係 ☎ 03-3647-8516 ■